

第四期特定健康診査等実施計画

コスモスイニシアグループ健康保険組
合

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	<p>特定健診の受診率は、90%以上で単一健保目標に達している。被保険者の受診率は100%に近く、被扶養者も80%以上である。未受診者には、生活習慣病とその重症化リスクが懸念されるので、その予防のために、さらに受診率を上げることが望まれる。</p>	➔	被扶養者の受診率を向上させるための対策が必要である。健診の重要性の啓蒙や、未受診者への受診勧奨（複数回）、被扶養者の健診結果提出促進等を行う。
No.2	<p>特定保健指導の実施率は、70%以上で単一健保目標に達しているが未実施者はいる。被扶養者は対象者も少ないが実施者はいない。生活習慣病予防・重症化予防のために実施者を増やすことが必要である。</p>	➔	生活習慣病予防・重症化予防のために実施者を増やすことが必要である。対象者へ特定保健指導の重要性を啓蒙する、特定保健指導の参加案内を複数回行う
No.3	<p>・疾病大分類一人当たり医療費で、内分泌・栄養・代謝疾患、循環器疾患が上位にある。 ・内臓脂肪症候群該当者、特定保健指導対象者の割合は他健保平均より低い。内臓脂肪症候群の割合は約5%と少ないが、特定保健指導対象者の割合は増加傾向にある。 ・検査数値が基準値外の人に、未受診、または服薬していてもコントロール不良者がいる。</p>	➔	年齢とともにリスクが高くなるため、若い年代からの予防が必要である。生活習慣改善のための情報提供や教育、特定保健指導の実施率の向上、40歳未満への保健指導、受診勧奨等を行う。運動習慣定着のために、ウォーキングイベント等の参加者を増やす。
No.4	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「歯科疾患」が上位にある。なかでも「歯肉炎・歯周疾患」は他健保平均より高い。歯科関連疾患の予防や生活習慣病予防のためにも対策が必要である（ただし、歯科医療費は、口腔ケアのために定期的に受診している組合員が多い場合高くなることもある）。</p>	➔	歯科関連疾患の予防や生活等習慣病予防のために、口腔ケアの重要性の啓蒙や、歯科検診を行う。
No.5	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「新生物」が上位にある。他健保平均よりは低いが、2022年度は男性は肺がん、女性は乳がんの医療費が最も高い。</p>	➔	早期発見・早期治療のために、がん検診の受診率を向上させることが必要である。がん検診受診の必要性を理解するための情報提供や、補助を行っている検診の案内、未受診者への受診勧奨を行う。
No.6	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「婦人科系疾患」が上位にある。被保険者は、「乳房・女性性器疾患」が最も高く、次は「他の妊娠、分娩・産じょく」である。</p>	➔	事業主とのコラボヘルスにより、女性特有の健康課題に対する情報提供や教育を行う。また、相談窓口や情報サイトの案内を行い、女性の体調の変化に関する不安の軽減や体調管理をサポートする。
No.7	<p>疾病大分類一人当たり医療費では、精神・行動障害は上位にはないが、組合員の不安の軽減・セルフケアのためのサポートが必要と考える。</p>	➔	事業主とのコラボヘルスにより、メンタルヘルスセルフケアに関する教育・情報提供を行う。また、相談窓口や情報サイトの案内を行い、不安の軽減や体調管理をサポートする。
No.8	<p>ジェネリック医薬品の利用率は、国実施目標には達していないが、順調に推移している。</p>	➔	ジェネリック医薬品差額通知や、利用促進のお知らせ文書・シール配布等で利用促進を図る
No.9	<p>他の年代に比べて前期高齢者の医療費が高い。雇用延長が進む中、今後さらなる高騰が懸念される。この年代になる前に、しっかり健康管理を行うこと、また前期高齢者に特化した健康管理の教育を行うことが必要である。</p>	➔	疾患の早期発見・早期治療、また生活習慣改善のために特定健診・がん検診の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上を目指す。また、この年代に特化した健康管理対策の情報提供を行う。
No.10	<p>重複・多剤投薬者がみられる。不要な薬剤処方による医療費の軽減や、重複・多剤による健康状態の悪化を防ぐため、状況の把握を行うことが必要である。</p>	➔	・ホームページ等で情報提供を行う。 ・対象者に、個別に健康状況の確認や保健指導を行う"
No.11	<p>喫煙率は減少傾向にあるが、国実施目標には達していない。喫煙者・受動喫煙者の健康を守るために、禁煙対策が必要である。</p>	➔	・禁煙外来受診に対し費用補助を行う。
No.12	<p>疾病大分類一人当たり医療費では「呼吸器系疾患」が上位にある。2020年度以降経年的に増加しているが他健保平均よりは低い。血管運動性鼻炎・アレルギー性鼻炎の一人当たり医療費が最も多いが、コロナ禍で流行が抑えられていたインフルエンザの流行が今後懸念される。年代別にみると、10歳未満の医療費が高い。</p>	➔	免疫力が抵抗している人が増加しているため、ワクチン接種の促進が必要である。
No.13	<p>【健康意識の醸成】 ・健診受診、がん検診受診率の向上を目指し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。 ・生活習慣病やその他の疾病に関する知識を増やし、疾病予防につなげる。 ・医療費についての理解を促す。 ・心身の不調を予防し健康増進を図る</p>	➔	ホームページ・広報誌・書籍・相談窓口・健診結果等を通じて、性別や年代に特化した健康課題や疾病、その予防法を周知し、ヘルスリテラシーを上げるとともに、継続したセルフケアを促す。

基本的な考え方（任意）

-

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	・事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 ・5～8月実施
体制	・HP、メール配信で案内（5月頃） ・就業時間内の受診

事業目標

健診率向上による、生活習慣病リスクの軽減。特定保健指導対象者の抽出							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	内臓脂肪症候群該当者数（被保険者）	20人	20人	20人	20人	20人	20人
アウトプット指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率（被保険者）	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・自宅宛に案内冊子を送付（5月頃）。5～8月医療機関での受診（各自で予約）	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施
R9年度	R10年度	R11年度
前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	・市町村。パート先での健診結果の回収を検討 ・医療機関での受診（各自で予約） ・5～8月に実施
体制	・自宅宛に案内冊子を送付（5月頃） ・自己負担額なし ・未申込者への受診勧奨実施（未申込みの理由ヒアリング）

事業目標

健診率向上による、生活習慣病リスクの軽減。特定保健指導対象者の抽出							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	内臓脂肪症候群該当者数（被扶養者）	3人	3人	3人	3人	3人	3人
アウトプット指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率（被扶養者）	80%	80%	80%	80%	80%	80%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・自宅宛に案内冊子を送付（5月頃）・5～8月年齢に関わらず、生活習慣病に関する検査項目で実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施
R9年度	R10年度	R11年度
前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	・外部委託業者にて実施 ・被保険者は、対面での初回面談（事業所にて）またはタブレットでの初回面談実施 ・被保険者は、継続支援ではICTアプリ使用（今後被扶養者への展開を検討中） ・2月～9月頃にかけて実施 ・終了者へポイントを付与
体制	・年1回、健保からメールで案内 ・被保険者は就業時間内可 ・リスクの度合い、服薬状況、これまでの参加回数、改善状況等を考慮し対象者を抽出、希望者に実施。対象範囲の拡大を検討 ・40歳未満にも案内メールを送り参加を促す（参加は任意）

事業目標

対象者への情報提供、保健指導実施による生活習慣病・重症化予防							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	20%	20%	20%	20%	20%	20%
アウトプット指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	80%	80%	80%	80%	80%	80%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・外部委託業者にて実施・被保険者は、対面での初回面談（事業所にて）またはタブレットでの初回面談実施・被保険者は、継続支援ではICTアプリ使用（今後被扶養者への展開を検討中）・2月～9月頃にかけて実施・終了者へポイントを付与	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施
R9年度	R10年度	R11年度
前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施	前年度の実施状況を振り返り実施方法等を確認し実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値	全体	596 / 620 = 96.1 %	616 / 640 = 96.3 %	636 / 660 = 96.4 %	656 / 680 = 96.5 %	676 / 700 = 96.6 %	696 / 720 = 96.7 %
		被保険者	500 / 500 = 100.0 %	520 / 520 = 100.0 %	540 / 540 = 100.0 %	560 / 560 = 100.0 %	580 / 580 = 100.0 %	600 / 600 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	96 / 120 = 80.0 %	96 / 120 = 80.0 %	96 / 120 = 80.0 %	96 / 120 = 80.0 %	96 / 120 = 80.0 %	96 / 120 = 80.0 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	60 / 75 = 80.0 %	60 / 75 = 80.0 %	60 / 75 = 80.0 %	60 / 75 = 80.0 %	60 / 75 = 80.0 %	60 / 75 = 80.0 %
		動機付け支援	36 / 45 = 80.0 %	36 / 45 = 80.0 %	36 / 45 = 80.0 %	36 / 45 = 80.0 %	36 / 45 = 80.0 %	36 / 45 = 80.0 %
		積極的支援	24 / 30 = 80.0 %	24 / 30 = 80.0 %	24 / 30 = 80.0 %	24 / 30 = 80.0 %	24 / 30 = 80.0 %	24 / 30 = 80.0 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の (実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の (実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

特定健診、特定保健指導共に、国の基本指針が示す目標値によらず、原則全員参加を目指すため、目標は高く設定している。

特定健康診査等の実施方法（任意）

特定健診は、健診事務代行会社である(株)イーウェルの契約健診機関より当組合が選択した健診機関で受診するよう指導する。特定保健指導は、オンライン面談やアプリの活用が可能な保健指導機関に委託する。

個人情報の保護

当健保組合は、個人情報保護法に基づく厚生労働省保険局長通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき定めた「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護管理規程」、「システム等運用管理規程」および「機密文書管理規程」等の厳守の周知徹底を図る。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知については、当組合のホームページに掲載し、普及啓発に努める。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

- ・ 当計画にて定めた実施率・実施方法・内容・スケジュール等について、計画どおりに進めることができたかを翌年度に確認し、国への実績報告内容も評価に活用し、必要に応じ見直すこととする。
- ・ 特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施していく上で、また実施率を向上させる上で、各事業主の協力が必要不可欠であり、各事業主との緊密な連携・協力体制を構築するため、さまざまな情報提供・啓発活動に努める。